

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(改定案) の概要

前 文

大店立地法に基づくか否かに関わらず、設置者は社会的責任として、生活環境の保持のために、適切な対応を行う必要性を明記。

運用主体が地域の事情に応じて、弾力的に運用できること、その場合に公平性・透明性が必要であることなどを明記。

基本的事項

立地の際に、情報収集・検討を行うべき、まちづくりに関する公的計画として、都市計画、中心市街地活性化基本計画を例示。

深夜営業を行う場合には、夜間の静穏な生活環境に配慮し、慎重な対応が必要であることを規定。

説明会は多くの住民が参加できるような場所、日時等に配慮すべきことを規定。

届出時の調査・予測結果と実態に大きな乖離があり、その対策が不十分な場合には、再調査・再予測とそれを踏まえた追加的な対策が望ましいことを規定。

施設の配置及び運営方法に関する事項

【交通】

立地に関し、インフラの整備や交通規制が計画されている場合にはその実施状況を含めて判断することが望ましいことを規定。

立地に伴い発生する来客自動車が周辺道路の交通に著しい影響を与えるおそれがある場合には、立地後の交通流動を予測することが必要であることを規定。

必要駐車台数について、法運用主体が地域の実情に応じ、各原単位の値とは別に地域の基準を定めている場合には、それをを用いることを規定。

設置者が特別の事情により他の手法で算出できる例として、家具店に加え、ホームセンター、自動車販売店の場合、自動車乗入れ抑制策が講じられている場合を追記。

各原単位の値について、大型店へのアンケート結果や関連統計の動向を踏まえ、数値を見直した結果、ピーク率は一律に減少、自動車分担率は一部地域を除き減少。(その結果、必要駐車台数は一部地域では増加するが総じて減少。)

自動二輪、原付についても、駐車を確保すべきことを規定。

【騒音】

施設や機器の経年劣化によって、届出時の調査・予測結果と実態に大きな乖離が生じた場合には、事後の対策を講じるよう努めることを規定。

青少年等の蝟集等による騒音を防止するため、特に深夜・早朝においては駐車場出入口の施錠、警備員の巡回等適切な管理が必要であることを明記。

騒音の基準値（数値自体の変更はなし）について、尊重しつつ、それを踏まえた対策を講じるよう努めるものであることを強調。

【廃棄物】

リサイクル関係法令の制定に伴い、廃棄物等の保管容量を算定する際の、廃棄物等の分類について、現行の「紙製廃棄物等」、「空き缶及び空き瓶」、「厨芥その他廃棄物等」の3区分から、「紙製廃棄物等」、「金属製廃棄物等」、「ガラス製廃棄物等」、「プラスチック製廃棄物等」、「生ゴミ等」、「その他の可燃性廃棄物等」の6区分へ細分化。

調理臭や悪臭の発散防止のため、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置するなどの対策を講ずべきであることを規定。

【街並みづくり】

景観法の制定に伴い、同法に基づく景観計画及び景観地区ではその内容に建築計画を合致させるべきことを追記。

<新しい事項の追加>

【防犯】

地域の防犯や青少年の非行防止の対策への協力が期待され、適切な照明の設置や警備員の巡回等の配慮を行うことが望ましいことを規定。